

於ジャカルタ、2015 年 9 月 1 日

番号 : 0707/PH-BDP/VII/2015

件名 : 法的見解

宛先 : J J C 労働問題委員会 委員長 畑山 様

拝啓

インドネシアにおける罰金刑に関する貴殿の照会に関して、本書面により以下の見解をご報告します。

I. 問題の要点

小職に求められた貴殿の照会で法的見解を依頼された問題の要旨：

「一会社又は一個人の外国人就労者（TKA）が特定の公務員又は行政機関によって、インドネシアの現行法令の規定に違反していると述べられ（追及され）、当該法令で規定されている罰金を支払うよう要求された場合、当該会社又は外国人就労者は、要求された罰金を支払わなければならないか」

II. 分析と見解

1. 罰金刑は、多くの国々で認知され、適用されてきた懲罰の一種であり、その適用については、当然各国で異なります。インドネシアでは、罰金刑は、インドネシア刑法（KUHP）第 10 条で定められている基本刑罰の一つです。
2. 当初は、インドネシア刑法で定められている罰金刑が科される犯罪行為又は違反行為の種類に限りがあり、インドネシアで罰金刑を科することができる犯罪行為又は違反行為は、非常に限定されていました。しかし、昨今では、労働に関する法律 2003 年第 13 号、出入国管理に関する法律 2011 年第 6 号など法律の中で罰金刑について定める条項がある複数の法律の制定に伴い、罰金刑を科することができる犯罪行為又は違反行為の規定が一層幅広く、明確になりました。
3. 労働に関する法律 2003 年第 13 号の罰金刑の例：
 - a. 第 185 条
 - (1) 「第 42 条第 1 項及び（以下省略）の規定に違反する者は、1 年以上 4 年以下の懲役、若しくは **Rp.100,000,000（壹億ルピア）以上 Rp.400,000,000（四億ルピア）以下の罰金**に処し、又はこれを併科する。
 - (2) 第 1 項の犯罪行為は、刑事犯罪行為である。

- b. 第 187 条
 - (1) (省略)、第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項の規定に違反する者は、1 ヶ月以上 12 ヶ月以下の懲役、若しくは **Rp.10,000,000 (1 千万ルピア)** 以上 **Rp.100,000,000 (1 億ルピア)** 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - (2) 第 1 項の犯罪行為は、刑事違反行為である。
- 4. 出入国管理に関する法律 2011 年第 6 号の罰金刑の例：
 - a. 第 116 条

第 71 条の義務を履行しない各外国人は、3 ヶ月以下の懲役、又は **Rp.25,000,000 (2,500 万ルピア)** 以下の罰金に処する。
 - b. 第 118 条

第 63 条第 2 項及び第 3 項のとおり、故意に虚偽の説明を行った、又は負った保証を履行しない各保証人は、5 年以下の懲役、若しくは **Rp.500,000,000 (5 億ルピア)** 以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 5. 上記 3 及び 4 の例のように罰金刑がインドネシアの現行法令で定められているのは事実ですが、一会社又一個人の外国人就労者が本当に違反行為をしたか、当該犯罪行為又は違反行為に対して罰金刑が科されるかについては、刑事法による捜査・立証過程、つまり裁判所での調査と審理過程を経由する必要があります。そして最終的に、裁判所の裁判官が以下の点に関して判決（決定）を下します。
 - i. 一会社又は一個人の外国人就労者が犯罪行為又は違反行為を犯したか。
 - ii. 当該犯罪行為又は違反行為に対して、罰金刑が科されるか。罰金刑が科される場合、裁判所の裁判官が罰金額（量刑）を決定します。法律で定められているのは下限額と上限額のみで、確定金額ではありません。
- 6. インドネシアの現行法令の中には、一法令の実施状況に対する監督、及び違反行為の嫌疑がある場合の捜査まで定めているものもあります。例えば、
 - a. 労働に関する法律 2003 年第 13 号第 176 条では、「労働監督は労働監督官により行われる」と、また同法律第 182 条では、警察官による捜査の他に、捜査を行う権限を有する文官国家公務員捜査官（PPNS）について定められています。
 - b. 出入国管理に関する法律 2011 年第 6 号の第 90 条と第 105 条では、出入国管理における文官国家公務員捜査官（PPNS）と監督について定められています。しかし、監督官／文官国家公務員捜査官（PPNS）は、一会社又是一個人の外国

人就労者が犯罪行為又は違反行為を犯したか判決（決定）を下す権限はなく、当該違反行為の罰金額（量刑）を決定する権限もありません。

7. 上記の点に基づき、監督官又は文官国家公務員捜査官（PPNS）が一会社又は一個人の外国人就労者に関して何らかの嫌疑を発見しても、それは、犯罪行為の嫌疑か、違反行為の嫌疑にすぎず、確定的な法的効力を持つ決定ではありません。したがって、嫌疑の状態である場合において罰金刑が直接科されるのであれば、それは不適切です。特定の政府職員から支払い要求があった場合、確実に、それはインドネシアの現行法に抵触するものといえます。

III. 結論及び提案

1. 一会社又は一個人の外国人就労者が本当に違反行為を犯したのか、当該犯罪行為又は違反行為に対して罰金刑が科されるかを決定するには、刑事法に基づく捜査と立証過程、つまり裁判所での調査と審理過程が必要になります。
2. 監督官／文官国家公務員の捜査官（PPNS）は、一会社又は一個人の外国人就労者が犯罪行為又は違反行為を犯したか判決（決定）を下す権限はなく、当該違反行為の罰金額（量刑）を決定する権限もありません。
3. 監督官又は文官国家公務員の捜査官（PPNS）が一会社又は一個人の外国人就労者に関して何らかの嫌疑を発見したとしても、それは、犯罪行為の嫌疑か、違反行為の嫌疑にすぎず、確定的な法的効力を持つ決定ではありません。嫌疑の状態である場合において罰金刑が直接科されるならそれは不適切です。
4. 貴殿が照会したような無権限な職員からの要求の発生を回避するためには、会社及びインドネシアで勤務する外国人就労者側は、常に現行法令を遵守してください。

以上、ご報告致します。宜しくお願い致します。

敬具

（弁護士署名）

Donald A. Situmorang, SH